

令和 4 年 7 月 19 日

各 位

京築地区水道企業団

令和 4 年度起工第 5 号 湯の川内浄水場受変電設備更新工事についての質問事項及び回答について

	質問	回答
1	最低制限価格の算出にあたり、「機器費」、「据付間接費」、「設計技術費」は係数を掛けずに算出する事よろしいでしょうか。上記算出が違う場合、算出式「直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費×55%」のどの費用に含み算出するのかご教示願います。	最低制限価格の算出にあたり「機器費」は直接工事費に含み、「据付間接費」「設計技術費」は現場管理費に含み算出しています。
2	積算した最低制限価格が 75%から 92%の範囲内である場合、小数点以下は切り捨てでしょうか。 切り捨てでない場合はどのように扱うかご教示願います。	最低制限価格の算出は上記の内容で算出し、各項目にて金額を算出し、その積み上げにより金額が確定します。その金額は「京築地区水道企業団最低制限価格制度実施要綱」の第 3 条第 1 項のとおり、1,000 円未満切捨てとします。よって、質問にある率の「小数点以下切り捨てでしょうか」との問いに対しては適正な回答はありません。 また、「京築地区水道企業団最低制限価格制度実施要綱」の第 3 条第 1 項ただし書きに該当する場合は、予定価格（税抜）に対して 75%相当額、または 92%相当額を最低制限価格とするものです。さらに、京築地区水道企業団ホームページ内にある「情報公開」>「条例、規則等」の「京築地区水道企業団例規集」第 6 編 財務 にある「京築地区水道企業団契約に関する規程」第 16 条（最低制限価格の設定）の規定についても、適合するように設定します。